

幼保連携型認定こども園 関目聖マリア幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 大阪聖マリア学園
所 在 地	大阪市城東区成育 4-8-12
電 話 番 号	06-6932-4779
代 表 者 氏 名	理事長 高島 政行

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 関目聖マリア幼稚園
施 設 の 所 在 地	＜1号認定子ども・2号認定子ども＞ 大阪市城東区成育 4-8-12 電話番号 06-6932-4779 FAX 06-6932-0233
連 絡 先	＜3号認定子ども＞ 大阪市城東区成育 4-22-2 電話番号 06-6931-2323
管 理 者	園長 佐藤 明子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	＜1号認定子ども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 3歳児 82名 4歳児 80名 5歳児 77名 計 239名 ＜2号認定子ども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 3歳児 15名 4歳児 20名 5歳児 20名 計 55名 ＜3号認定子ども＞ 満3歳未満で保育を必要とする児童 0歳児 6名 1歳児 12名 2歳児 15名 計 33名
開 設 年 月 日	2015 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051001297
ホ ー ム ペ ー ジ	https://osaka-maria.ed.jp/sekime/

3 施設の目的・運営方針

1. 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
2. 本園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。
 - (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 教育方針：キリスト教的人間観に基づき、乳幼児の個性を尊重し、適当な環境を与えて心身共に健康な調和のとれた発達を助長する

4 当園における施設・設備等の概要

<1号認定子ども・2号認定子ども>

(1) 施設

敷 地		2135.50 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 1階、2階
	延べ床面積	1747.96 m ²
園 庭		1000.5 m ²

(2) 主な設備

設 備	保育室	遊戯室 (ホール)	子育て 支援室	職員室	事務室	調理室	会議室	トイレ	倉庫
部屋数	10	1	1	1	1	1	1	5	3

保育室内訳：3歳児クラス4室、4歳児クラス3室、5歳児クラス3室

<3号認定子ども>

(1) 施設

敷 地		264.10 m ²
園 舎	構 造	準耐火建築構造 1階、2階、3階
	延べ床面積	489.87 m ²

(2) 主な設備

設 備	乳児室	保育室	事務室	調理室	子育て 支援室	相談室	トイレ	倉庫
部屋数	1	2	1	1	2	1	8	8

※乳児室（0歳児クラス）には調乳室を含む

保育室内訳：1歳児クラス、2歳児クラス各1室

子育て支援室内訳：一時預かり、子育て支援各1室

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日改定内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 送迎

①徒歩通園の場合、午前9時10分までに登園してください。

登降園の際には、アプリにて打刻をしてください。

②送迎は、必ず保護者の方をお願いいたします。他の方が送迎の場合、園にご連絡ください。

③車での送迎はお断りいたします。

- ④教会側の門を使用する場合、オートロックの操作は大人の方がしてください。
- ⑤希望者については、園バスによる送迎を実施します。(ただし、別途利用者負担あり)
- ⑥送迎後の立ち話をご遠慮ください。

(3)その他

- ・1号認定こどもについて一時預かりを行います。
- ・子育て支援として、一時預かり・親子の集い・子育て相談を行います。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和6年5月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0
副園長	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる	1	1	0
主幹保育教諭	園務の一部を整理し、園児の教育及び保育をつかさどる	2	2	0
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる	46	24	22
看護師	園児の健康管理に関する業務をつかさどる	1	0	1
事務職員	事務に従事する	4	3	1
園務	守衛、園の清掃などを行う	6	0	6

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の勤務時間帯（7:15～18:30） 8時間
副 園 長	正規の勤務時間帯（7:15～18:30） 8時間
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7:15～18:30） 8時間
正規保育教諭	正規の勤務時間帯（7:15～18:30） 8時間
正規事務職員	正規の勤務時間帯（8:30～18:30） 8時間

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	休園日
1号認定子ども	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日※注）、春、夏、冬期の長期休業日
2号認定子ども	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）、3月31日
3号認定子ども	

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することができます。

8 教育・保育を提供する時間

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	9:10～14:10（※注1）
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7:30～18:30（※注2）
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8:30～16:30（※注3）

（※注1）8:30より前もしくは14:30を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますのでご相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

（※注2）7:30～18:30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（※注3）8:30～16:30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:30～8:30または16:30～18:30までの範囲内で延長保育を提供します（延長保育の利用にあたっては、保育料のほかに、別途延長料が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社マルワが行います）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:30頃	11:00頃	15:00頃	
1歳児	9:30頃	11:30頃	15:00頃	
2歳児	9:30頃	11:30頃	15:00頃	
3歳児	－	11:30頃	15:00頃	午後間食は2号認定子ども、一時預かり利用者
4歳児	－	11:30頃	15:00頃	
5歳児	－	11:45頃	15:00頃	

※献立表は毎月別途お知らせします

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

※ただし、アレルギー物質によっては、給食の提供ができない場合があります。

食物アレルギー対応マニュアルあり

医師の診断書を必要としますので、あらかじめご相談ください。

*給食提供についての同意書をお渡しします。よくお読みいただき、署名と押印をお願いいたします。

10 保育料及び諸費用

(1) 基本保育料

3号認定の方は、お住まいの市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じて日割計算で算定します。1・2号認定の方は、無償です。

(2) 特定保育料

本園においては、教育・保育の質の向上を図るため、教育充実費（月 1,200 円）を徴収いたします。下記の理由をご理解いただき、同意をお願いいたします。

*特定保育料設定の理由

人件費 0～3 歳児保育補助、チーム保育教諭、事務員、配置基準以上の教職員配置、
体育・音楽・英語講師、臨床心理士、守衛

*基本保育料及び特定保育料は、年間で割って算出しております。

出席の有無にかかわらず、所定の期日に納入してください。

(3) 入園時諸費用

- ・園児の教育・保育環境をより良いものとするために、施設・設備の充実を図っていきたいと考え、教育・施設協力金として、3 歳入園または 3 歳進級時に 60,000 円を徴収いたします。ご理解いただき、同意をお願いいたします。
- ・1 号認定のみ入園事務手数料として 5,000 円を納入していただきます（入園を辞退なさっても返金できません）。

(4) 環境設備費 砂場の消毒、各保育室設置消毒液、遊具の修繕等について、補助金では不十分のため、月 1,000 円を徴収いたします。ご理解いただき、同意をお願いいたします。

(5) 実費徴収

項 目	費用内容	対象者
給 食 費	月 5,100 円（主 1,500 円 副 3,600 円）	1 号認定子ども
	月 6,800 円（主 2,000 円 副 4,800 円）	2 号認定子ども
保護者会費	月 1,000 円	全園児
園バス協力金	学期（往復）14,000 円（片道）7,000 円	3～5 歳児園バス利用者
布団乾燥代	1 枚 165 円	2 号認定子ども（3 歳児のみ） 3 号認定子ども
預かり保育 （おひさまクラブ）	早 朝 7:30～8:30 保育終了後～18:30 土 曜 9:00～17:00 長期休暇 7:30～18:30 費 用 1 時間 200 円 1 ヶ月 13,000 円 (8 月は 18,000 円) ・土曜日はお弁当持参です ・午前保育、長期休暇中は 給食代 340 円/食が別途必要です ※幼稚園のアプリより事前に利用申込 が必要です	1 号認定子ども
延長保育	平日 7:30～ 8:30 16:30～18:30 費用 1 時間 200 円	2・3 号認定 保育短時間子ども
園外保育、 その他行事等	その都度、徴収いたします	-

※その他の実費徴収については、別紙参照ください。

また、諸費用については、経済情勢に合わせ変動する場合があります。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

支援を必要とする子どもには、保護者の方の申請により療育センターと連携をしながら、個別の支援・教育の支援計画を作成し、支援を行います。

また、月に2回キンダーカウンセラー（臨床心理士）の先生に来ていただき、職員も指導を受けます。

12 利用の開始に関する事項

(1) 利用の開始

本園における入園の選考方法は下記の通りとします。

① 1号認定子ども

入園願書を10月1日に提出、募集定員を超過した場合は抽選とします。

尚、在園進級の兄弟、卒園児兄弟、未就園児クラス在籍、父母卒園、カトリック信者の場合は優先入園となります。

支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

② 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

① 園児が小学校に就学したとき

② 子ども・子育て支援法に基づき支給認定が取り消されたとき

③ 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合

④ 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合

⑤ 本園が定める除籍規定に該当した場合

⑥ その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

(3) 除籍・転園等の措置

園長は、以下の場合に当該園児を除籍することがある

① 無断で1ヶ月以上欠席したとき

② 基本保育料や特定保育料、その他の納付金を1ヶ月分以上滞納したとき

(4) 登園停止

園長は、学校保健安全法に規定する疾患、その他感染しやすい疾患にかかっていると判断した時は、当該園児の全治が確認できるまで登園の停止を命ずることがある。

(5) 入園の許可

入園については園長の許可を要する。また、園児の保護者は入園のしおり及び重要事項説明書を読み、契約書を提出することを求める。

(6) 入園時期

入園時期は基本的に4月とする。但し欠員がある場合は園長の許可により毎月月初に入園させることがある。

(7) 異動の届出

園児の保護者の改名その他身分上の異動または、転居その他に変更があった時は、速やかに届け出なければならない。

(8) 休園又は退園の届出

休園又は退園しようとする者は、その理由を記入し保護者から園長に届け出なければならない。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	やぶきクリニック
医院長名又は医師名	矢吹 輝
所在地	大阪府大阪市城東区成育 4-20-16
電話番号	06-6931-3737

(2) 歯科

医療機関の名称	長尾歯科医院
医院長名又は医師名	長尾 光理
所在地	大阪府大阪市城東区成育 4-7-3
電話番号	06-6931-2162

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、保護者に連絡ができない場合、園の指定医療機関に診ていただきます。

＊投薬について：医療行為にあたるため、原則投薬は行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。投薬の仕方について、必ず教職員に書面でお知らせください。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

◎虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 山口 智子、楢寄 千鶴、澤 結香 ・責任者 園長 佐藤 明子 ・ご利用時間 9:30～16:30 ・電話番号 06-6932-4779（1・2号認定） 06-6931-2323（3号認定） 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	矢吹 輝、吉田 恵子

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

18 利用者に対しての保険

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の会社	Chubb 損害保険株式会社
保険の種類	JK 保険（園総合補償制度）

19 園児の利用状況（令和6年度5月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人数	6	12	15	94	92	88

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価の受審状況	未実施	-
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページにて公開

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営していない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

22 当園におけるその他の留意事項

- ・敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。